

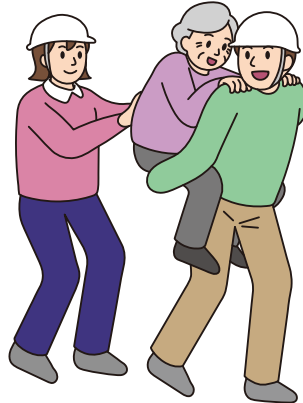


災害時要配慮者への対応

災害時要配慮者への対応

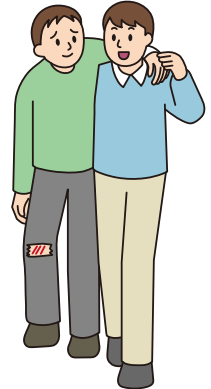
高齢者や寝たきりの方

- ・あらかじめ災害時の支援者を決めておき、できるだけ複数人で対応できるようにしましょう。
- ・車いすや担架を使うほか、緊急時にはおぶって避難しましょう。



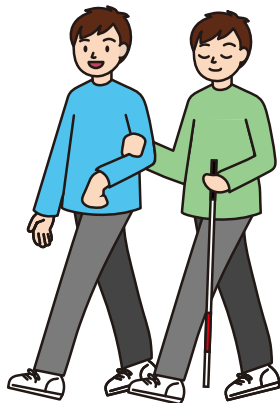
病気やけがをしている方

- ・状況に応じて、声をかける、肩を貸す、手をそえるなどの協力をしましょう。



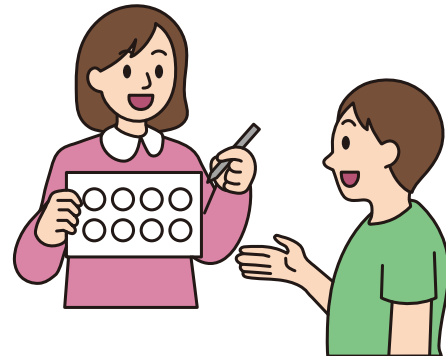
目の不自由な方

- ・「お手伝いしましょうか」とまず、声をかけましょう。
- ・誘導するときは、腕を貸してゆっくりと歩きましょう。



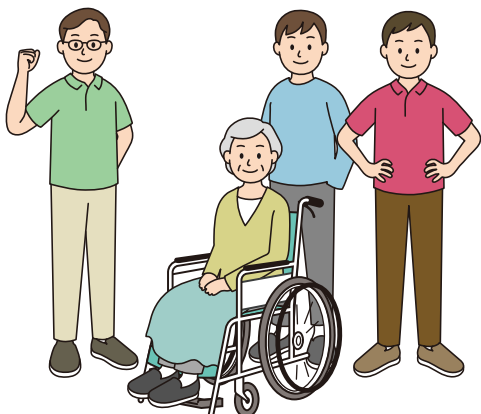
耳の不自由な方

- ・正面から口を大きくゆっくり動かして話しかけるようにしましょう。
- ・口頭で伝わりにくいときは、身振り手振りや筆談で正確な情報を伝えましょう。



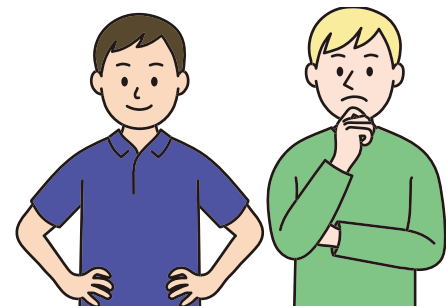
車いすを利用している方

- ・階段では2人以上で援助し、上りは前向き、下りは後ろ向きで移動しましょう。
- ・支援者が1人の場合はおぶって避難しましょう。



日本語が十分でない外国人の方

- ・孤立させないように、日本語でもいいので声をかけるようにしましょう。
- ・言葉が通じない場合は、身振り手振りで伝え、道順などは手で方向を示してあげましょう。



※災害時要配慮者とは

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。(災害対策基本法第8条第2項第15号)

※避難行動要支援者とは

市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。
(災害対策基本法第49条の10第1項)

